

D&O 保険における免責条項の再検討

福岡大学

牧 真理子

1 はじめに

令和元年改正会社法は、D&O 保険に関する規定を新設した。これは、従前から、D&O 保険契約締結に関する手続が明確ではないこと、利益相反のおそれがあることが懸念されていたことに対応するものである。本改正により、手続に関する規定および開示に関する規定が整備された（会 430 条の 3、会社則 115 条の 2・119 条 2 号の 2・121 条の 2）。D&O 保険の内容に関しては、当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要として、被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要および当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員に限る。）の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を開示すると規定されるにとどまり（会社則 121 条の 2 第 2 号）、D&O 保険の補償内容や範囲に関しては、約款規定の免責事由に依るとするものであった。

本報告は、約款規定の免責事由である「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為」について、取締役の行動の規律づけという観点から、いま一度検討するものである。

2 取締役の行動の規律づけ

D&O 保険は、役員を賠償リスクから守り、職務執行に際する萎縮を防止し、保険約款の免責事由は、役員の職務の執行の適正性を図るという意義がある。保険法は、被保険者である役員等が故意または重過失によって生じさせた損害について、保険者は填補する責任を負わないことを規定しているが（保 17 条 1 項）、責任保険契約については、その性質に照らし重過失による場合は免責事由としてい

ない（同条2項）。取締役は経営に広い裁量権を与えられているが、経営判断原則によっても行動が規律づけられている。

取締役が経営判断原則によって救済されない場合に、D&O 保険による保護が問題となる。すなわち、経営判断の誤りが、保険約款5条3号の免責事由「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為」に関して、故意、過失、認識ある義務違反（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む。）に該当するか問題となる。D&O 保険により保護されるか否か、そのグレーゾーンにおいて、認識ある義務違反の内容を分析することが特に重要になると考えられる。本報告では、当該区分の精緻化を試みるが、これは、経営判断原則と相まって、D&O 保険の免責事由による取締役の行動の規律づけの検討に資するものとする。

3 比較法的研究

本報告では、ドイツ法を比較法的に分析し検討を進める。ドイツ法における D&O 保険の免責事由を概観する先行研究は既に存在するが、本報告は、これをさらに進めて、ドイツ法の議論を紹介し、わが国への参考とすることを目的としている。

ドイツでは、故意の免責事由における判例は、専門職 D&O 保険に関するものが存在するが、役員に関して直接的に示したものは見あたらない。しかし、学説上は、D&O 保険の性質について経営判断原則と関連させて検討する学説、免責事由の枠組みを検討する学説、免責事由に該当する義務違反の基準の設定を試みる学説等の展開がある。日本とドイツのガバナンス構造には相違もあるが、これらの議論状況を参照することによって、上記の研究課題の検討に示唆を得られるものとする。